

福岡県交通対策協議会設置要綱

(昭和47年6月2日)

(設置)

第1条 福岡県における交通対策について調査協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、福岡県交通対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 交通対策に関する重要事項について、調査協議すること
- (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること
- (3) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 学識経験を有する者 | 12人以内 |
| (2) 県議会議員 | 9人以内 |
| (3) 福岡市、北九州市の職員及び市町村長 | 4人以内 |
| (4) 運輸事業を営む法人の役職員及び労働団体の代表者 | 13人以内 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 6人以内 |
| (6) 福岡県の職員 | 2人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

- 2 前条第2号から第6号までに掲げる職にある委員が、前項の任期満了前にその職を離れた場合における当該委員の任期については、前項の規定にかかわらず、その在職中とする。
- 3 委員が欠けた場合にその補充として任命又は委嘱された委員の任期は、その残任期間とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了時を超えて協議する懸案事項がある場合は、その協議終了時をもって任期満了時とする。ただし、その場合の任期は、3年を超えないものとする。

(会長および会長代理)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選出する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(監事)

第7条 協議会に監事を置き、会長が指名する。ただし、第10条に規定する委員を監事に指名することはできない。

- 2 監事は、会計事務を監査する。
- 3 監事は、監査の結果を報告しなければならない。

(福岡県バス対策協議会)

第8条 第2条に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、協議会に「福岡県バス対策協議会」を置く。

- 2 福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、協議会の結果とすることができる。

3 福岡県バス対策協議会に関する事項は、別に定める。

(会計年度等)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

4 予算の執行のうち、本要綱に定めのないものについては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）を準用するものとする。

(委員への委任)

第10条 会長は、第2条各号に掲げる業務に係る事務のうち契約に関する事務の決裁権限を、県の職員（市町村・地域振興部長）である委員へ委任するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、前項に規定する事務の外、会長が必要と認める事務の決裁権限を、前項に規定する委員へ委任することができる。

3 前項の規定に基づき委任する場合は、その内容を書面にて通知するものとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、前項で委任した権限を変更することができる。

5 第1項に定める委員は、委任された権限の行使にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに会長の指示を仰がなければならない。

(事務局の長への委任)

第11条 会長は、補助金申請事務及びその他これらと同程度の事務の決裁権限を、次条に規定する事務局の長に委任するものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課に設置する。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、会長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年10月26日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年12月21日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和8年5月12日から適用する。